銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（申請書の添付書類） **第十一条**　法第四条の二第三項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 ［一～五　略］ 六　法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者又は法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第二項に規定する者であつて、平成三十三年十二月三日までの間にその者が対象鳥獣の捕獲等に使用する種類の猟銃の所持の許可の申請又は当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をしようとするものに限る。）については、猟銃を使用して同法第四条第一項に規定する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者であることを証明する書類、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令第三条の規定により交付を受けた書面（同令第二条第一号の特定捕獲等に係るものに限る。）及び同条第二号に該当する者であることを誓約する書面 ［七～十六　略］ ［2・3　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（申請書の添付書類） **第十一条**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者又は法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第二項に規定する者であつて、平成二十八年十二月三日までの間にその者が対象鳥獣の捕獲等に使用する種類の猟銃の所持の許可の申請又は当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をしようとするものに限る。）については、猟銃を使用して同法第四条第一項に規定する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者であることを証明する書類、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令第三条の規定により交付を受けた書面（同令第二条第一号の特定捕獲等に係るものに限る。）及び同条第二号に該当する者であることを誓約する書面 ［七～十六　同上］ ［2・3　同上］

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府令第四号
財務省令第四号

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十八号）の施行に伴い、並びに銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第三十八条第三項第二号及び第三号並びに第三十八条の二第三項第二号及び第三号の規定に基づき、銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年十二月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令

銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年内閣府令・財務省令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「平成三十九年三月三十一日」に、同条第二項中「平成三十七年三月三十一日」を「平成四十二年三月三十一日」に改める。

第二十条の六第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「平成三十九年三月三十一日」に、同条第二項中「平成三十七年三月三十一日」を「平成四十二年三月三十一日」に改める。

附　則

この命令は、金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

省令

○農林水産省令第七十四号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十七号）の施行に伴い、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二日

農林水産大臣　山本　有二

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則（平成二十年農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

本則中「第四条第八項（同条第九項」を「第四条第九項（同条第十項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十六号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十七号）の施行に伴い、環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二日

環境大臣　山本　公一

環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則（平成二十年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第八項」を「第四条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

附　則

この省令は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。